

令和 7 年 5 月 29 日

令和 7 年第 5 回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和 7 年 5 月 29 日

令和 7 年第 5 回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第20号	令和 7 年度守山市一般会計補正予算（第 2 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議第21号	守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・	4
議第22号	守山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

令和 7 年度守山市一般会計補正予算案（第 2 号）《令和 7 年 6 月定例会会議提案》

1 歳出予算

歳 出

款10 教育費		項 1 教育総務費						(単位：千円)			
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要 [] 内は事業額の財源内訳	
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2 事務局費	256, 157	676	256, 833				676	11 役務費	676	手数料 676	4 小中学校プール施設整備事業費 676 〔一般財源 676〕
計 (項)	668, 016	676	668, 692				676				

守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案（議第21号関係）の説明について

従来から本市のシステムで管理していた住民基本台帳に記録されていない者（以下「住登外者」という。）の情報について、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」および「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づく基幹系システムの標準化に伴い、住登外者のマイナンバーその他の情報を一元的に登録・管理する「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることに関して、当該機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があることから必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

- (1) 「住登外者」、「住登外者宛名番号」、「住登外者宛名番号管理機能」および「住登外者宛名情報」の定義を追加する。（第2条の改正規定関係）
- (2) 特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、住登外者の情報を利用することができるようにする。（第5条の改正規定関係）
- (3) 住登外者宛名番号管理機能で取り扱う事務を別表に追加する。（別表第1、別表第2および別表第3の改正規定関係）
- (4) その他所要の改正を行う。（別表第2の改正規定関係）

2 施行期日

令和7年10月1日から施行する。（付則関係）

守山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案（議第22号関係）
の説明について

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度の拡充等を目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

(1) 一部改正する条例

ア 守山市職員の育児休業等に関する条例

イ 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

ウ 守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例

(2) 守山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）

現行の1日につき2時間の範囲において30分単位で取得できる部分休業を第1号部分休業と規定し、新たに第2号部分休業として、1年につき10日相当（77時間30分）の範囲内で1日単位または時間単位で取得できる部分休業を追加する。（第19条、第20条、第21条および第22条の改正規定、第20条の2から第20条の5までの追加規定関係）

(3) 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第2条関係）

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、部分休業に新たな規定が設けられたことに伴い、本市独自の子育て部分休暇についても1年につき10日相当（77時間30分）の範囲内で1日単位または時間単位で取得できる規定を追加する。（第15条の3の改正規定関係）

イ 妊娠または出産等についての申出をした職員または3歳に満たない子を養育する職員（申出職員等）に対し、仕事と育児との両立に資する制度または措置（出生時（育児期）両立支援制度）の利用に関して、次の支援を行う。（第17条の2の追加規定関係）

(ア) 申出職員等へ出生時（育児期）両立支援制度について説明を行う。

(イ) 出生時（育児期）両立支援制度の利用に係る職員の意向確認を行う。

(ウ) 申出職員等の子の心身の状況または申出職員の家庭の状況に起因して、当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員等の意向を確認する。

(4) 守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正（第3条関係）

給与の減額に関する規定について、部分休業および子育て部分休暇を1日単位で取得することができるようになることから、その勤務しない時間について、給与から減額するよう規定を追加する。（第16条の改正規定関係）

2 施行期日等

- (1) 令和7年10月1日から施行する。（付則第1項関係）
- (2) 部分休業および子育て部分休暇の1日単位または時間単位での取得について、施行の日から令和8年3月31日までの間にあっては5日相当(38時間45分)を限度とする。
（付則第2項および付則第3項関係）